

旭川市愛育センター虐待防止

マニュアル

旭川市愛育センター

目次

はじめに	1
Ⅰ 障害者虐待防止法の概要	
1 「障害者虐待」の定義	
（1）障害者の定義	1
（2）「障害者虐待」に該当する場合	2
2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	2
Ⅱ 旭川市愛育センターでの虐待防止と対応	
1 障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合の通報義務	4
2 虐待を防止するための体制	
（1）運営規程への定めと職員への周知	5
（2）虐待防止委員会の設置	5
（3）虐待防止委員会の役割	6
（4）倫理綱領・行動指針・掲示物等の周知	6
3 人権意識、知識や技術向上のための研修	
（1）職員全体を対象にした虐待防止や人権意識を高める研修	7
（2）職員のメンタルヘルスに係る研修	7
（3）障害特性を理解し適切に支援が出来るような知識技術を獲得する研修	7
Ⅲ 虐待における旭川市愛育センターの役割	
1 虐待の発生予防	8
2 虐待の早期発見	8

3 虐待が発生している家庭への援助	8
IV 虐待が疑われる場合の対応	
1 通報者の保護	9
2 市町村・都道府県への協力	9
3 虐待を受けた障害者や家族への対応	10
4 原因の分析と再発の防止	10
V 旭川市愛育センターにおける身体拘束の廃止等	
1 やむを得ず身体拘束を行うときの留意点	11
(1) やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件	11
(2) やむを得ず身体拘束を行うときの手続き	12
2 座位保持装置等に付属するベルトやテーブルの使用	12
3 身体拘束としての行動制限	13
4 行動障害のある利用者への適切な支援	13
VI 保育所等訪問支援事業における虐待等に関する対応	14
○ 参考資料	
倫理綱領	16
職員行動指針	17
虐待防止啓発掲示物	18

はじめに

平成25年4月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）や平成25年6月に改正された「障害者基本法」及び平成26年1月に批准した、国連の「障害者の権利に関する条約」、さらに平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、今の社会では障害の有無に関わらない多様な生き方を前提にした共生社会の実現を目指すこととされています。共生社会の実現には、障害者への偏見や差別意識を社会から払拭し、一人ひとりの命の重さは障害のあるなしによって少しも変わることはない、という当たり前の価値観を社会全体で共有し、障害のある人もない人も、お互いの人格と個性を尊重し合うことが不可欠とされています。全ての国民が、障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することが定められています。

そして、何人も障害者に対し障害を理由として差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことや、社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止等が定められています。障害者虐待防止においても、共生社会の実現及び権利擁護の考え方を共有することを前提に進めることが重要とされています。

これらからも障害児支援を主たる事業として実施する当施設での支援において、利用者の権利擁護の観点から虐待防止に対する体制づくりを構築し、充実した支援を提供するために当マニュアルの作成を行います。

*：以下の記載事項に「障害者」は「障害児」を含みます。

I 障害者虐待防止法の概要

1 「障害者虐待」の定義

(1) 障害者の定義

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。（以下「障害者虐待防止法」という。）では、障害者とは障害者基本法第2条第1号に規定する障害者と定義されています。同号では、障害者とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としており、障害者手帳を取得していない場合も含まれています。

(2) 「障害者虐待」に該当する場合

障害者虐待防止法では、「養護者」「使用者」「障害者福祉施設従事者等」による虐待を「障害者虐待」と定めています（第2条第2項）。「養護者」とは、障害者の身辺の世話や身体介助、金銭の管理等を行っている障害者の家族、親族、同居人等のことです。「使用者」とは、障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者のことです。「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」（以下、合わせて「障害者福祉施設等」といいます。）に係る業務に従事する者のことです。「障害福祉サービス事業等」には障害児通所支援事業が含まれています。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

これらの事業に従事する人たちが、次の行為を行った場合を「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」と定義しています。（障害者虐待防止法 第2条第7項）

子どもへの虐待

① 身体的虐待	障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること
② 性的虐待	障害者にわいせつな行為をすること又は障害者にわいせつな行為をさせること
③ 心理的虐待	障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
④ 放棄・放置 (ネグレクト)	障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること

また、障害者虐待防止法第3条では「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない」と規定され上記の「障害者福祉施設従事者等」のみならず、幅広く全ての人が障害者を虐待してはならないことを定めています。なお、障害者虐待防止法に関する全般的な内容は、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」（令和6年7月・こども家庭庁、厚生労働省）を参照してください。

子どもへの虐待の例

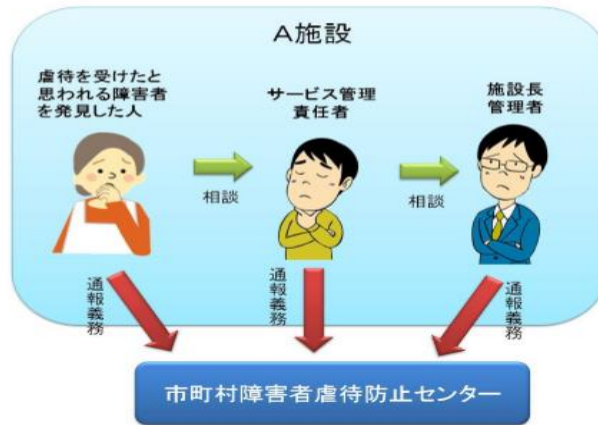
<p style="text-align: center;">身体的虐待</p> <p>身体に傷を負わせたり、生命に危険を及ぼすような行為。</p> <p>例えば、殴る、蹴る、骨折、熱湯をかける。溺れさせる、無理やり食べ物や飲み物を口に入れる、異物を飲ませる、投げ落とす、部屋に閉じ込める、冬に戸外に締め出す、身体拘束する等。</p>	<p style="text-align: center;">性的虐待</p> <p>子どもを性的興味の対象とした、わいせつ行為。</p> <p>例えば、裸にする、性交、性器や性的行為を見せる、キスする、本人の前でわいせつな言葉を発する又は会話する、わいせつな映像を見せる等。</p>
<p style="text-align: center;">心理的虐待</p> <p>言葉による脅かしや拒否的態度等で子どもの心を傷つける行為。</p> <p>例えば、言葉による叱責、脅迫、子どもを無視した態度、子どもに傷をつける言葉「バカ」「あほ」「死んでしまえ」「産まなければよかった」等、兄弟姉妹との著しい差別的な扱い、子どもの前で行われる配偶者への暴力行為（DV）等。</p>	<p style="text-align: center;">放棄・放置（ネグレクト）</p> <p>不適切な養育、監護の怠慢、安全に対する不注意や無関心等の行為。</p> <p>例えば、適切な食事を与えない、長期間風呂に入れない、着替えがない、極端に不潔な環境の中での生活、排泄の介助をしない、髪や爪が伸び放題、室内の掃除をしない、学校に行かせない、必要な福祉サービスを受けさせない、車に閉じ込めたり放置する、乳幼児健診や予防接種を受けさせない、病気になっても病院に連れて行かない等。</p>

Ⅱ 旭川市愛育センターでの虐待防止と対応

1 障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合の通報義務

職員等による虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、市町村に通報する義務があります（障害者虐待防止法第16条）。「虐待を受けたと思われる障害者を発見した」場合とは、職員等から明らかに虐待を受けた場面を目撃した場合だけでなく、虐待を受けたのではないかと疑いを持った場合は、事実が確認できなくても通報する義務があります。発見者及び事業所の管理者や虐待防止担当者等が、障害者福祉施設等の内部で起きた障害者虐待の疑いについて職員から相談を受けた場合、職員からの相談内容や虐待を受けたとされる障害児の様子等から、虐待の疑いを感じた場合は、相談を受けた管理者等も市町村に通報する義務が生じます（図－1）。すなわち、障害者虐待防止法が施行された現在、障害者福祉施設等で障害児虐待があったと思われる場合は、誰もが市町村に通報する義務を有することになります。こうした規定は、障害者虐待の事案を障害者福祉施設等の中で抱え込んでしまうことなく、市町村、都道府県の事実確認調査を通じて障害者虐待の早期発見・早期対応を図るために設けられたものです。

（図－1）



全国共通	児童相談所虐待対応ダイヤル	1 8 9
旭川市の場合		
養護者からの虐待	旭川市子ども総合相談センター	0 1 6 6 - 2 6 - 5 5 0 3
通所支援事業者等からの虐待	旭川市障害者虐待防止センター(旭川市福祉保険部障害福祉課内)	0 1 6 6 - 2 5 - 6 4 7 6
	北海道旭川児童相談所	0 1 6 6 - 2 3 - 8 1 9 5

2 虐待を防止するための体制

(1) 運営規程への定めと職員への周知

旭川市愛育センター(以下センターという)では、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業所等の人員、設備及び運営に関する基準」(以下、「指定障害福祉サービスの人員、設備、運営基準」という。)に従うことが義務付けられています。同基準においては、指定障害福祉サービス及び指定障害者支援施設等の一般原則として、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行い、その従事者に対し研修を実施しなければならないとされています。これは、事業所の運営規程において、虐待防止のための措置に関する事項を定めておかなければならないこととしているものです。そのため、管理者の責任の明確化と支援方針の明示は、職員の取組を支える大切な環境整備となります。

そして、職員には頻繁に支援方針を確認し、徹底させていきます。また、職員に対してだけでなく、利用者の家族、外部の見学者等に対しても、重要事項説明書やパンフレット等への記載を通じて周知していきます。

上記の運営ルールに基づいてセンターは以下に記載するような、虐待防止のための責任者や、内部組織(虐待防止のための委員会)を設置すること、防止ツール(マニュアル等)の整備の他、人材育成等の体制整備を進めていきます。

(2) 虐待防止委員会の設置

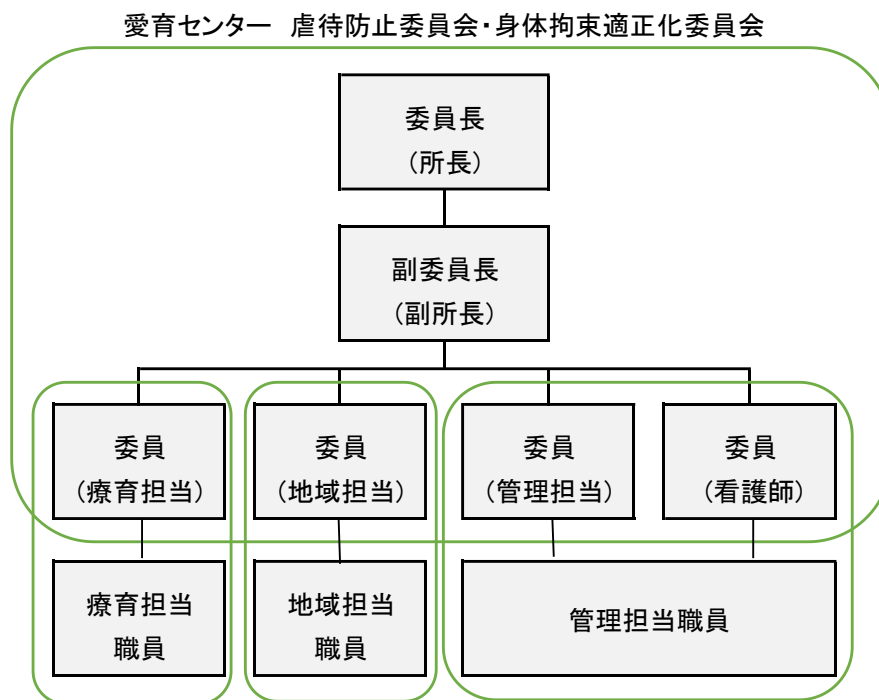
運営規程で定めた「虐待を防止するための措置」として、虐待防止委員会の設置等、必要な体制の整備を行います。

虐待防止委員会の構成員及び虐待防止担当者は以下(図-2)に示します。

虐待防止委員会は、委員長に旭川市愛育センター所長、副委員長に副所長(但し副所長が不在な場合は、所長が任命する)、委員に各担当(管理担当、療育支援担当、地域支援担当)の虐待防止担当者と看護師で構成します。さらに各委員が中心となり、全職員にて構成されます。

会議の詳細(実施日や内容、検討事項、開催方法等)は、委員の主担当者から各委員へ連絡します。また、虐待防止委員会は身体拘束等適正化委員会の役割も担うこととします。

図-2



(3) 虐待防止委員会の役割

虐待防止委員会は、「虐待」「事故事例」「不適切なかかわり」「通報の困難ケース」について対応策を協議する役割を行います。

各委員は、現場で起こっているヒヤリハット事例の集積、研修の企画、事故事例の分析、日々のかかわり方の検討など幅広く行います。

(4) 倫理綱領・行動指針・掲示物等の周知

権利侵害を許さないセンターとするためには、職員一人ひとりが日頃の支援を振り返り、職員相互に声を掛け、小さな出来事から虐待の芽を摘むため、虐待を許さないための「倫理綱領」や「行動指針」、「権利侵害防止の掲示物」の掲示等により職員に周知徹底を行います。

倫理綱領や行動指針等の掲示物は、巻末の参考資料に掲載しております。

3 人権意識、知識や技術向上のための研修

虐待は、どの障害者福祉施設等でも起こりうる構造的な要因があると指摘されているため、人材育成等の研修を計画的に実施していきます。

(1) 職員全体を対象にした虐待防止や人権意識を高める研修

障害者虐待防止法で障害者虐待防止の責務を規定されている障害者福祉施設等の設置者、管理者等の研修参加は業務として優先順位を高くします。

(2) 職員のメンタルヘルスに係る研修

職員が職場の中で過度のストレスを抱え、他の職員から孤立していることも、虐待が起きやすくなる要因のひとつと考えられます。職員が一人で悩みや問題を抱え込んで、孤立することを防ぎ、職員同士が支え合う風通しの良い職場づくりを進めることが虐待を防止します。虐待が起きる状況として、「思わずカッとなって、叩いてしまった。」などのように、衝動的な怒りの感情が要因になる場合があります。このような怒りの感情と上手に付き合い、怒りの感情への対処法を身につけるための研修として、アンガーコントロール（アンガーマネジメント）があります。怒りが発生する原因やメカニズム、コントロール方法を理解し、怒りへの対処法を研修で確認していきます。また、施設内外の研修会参加を積極的に促すと共に、風通しの良い職場環境作りに力を入れます。

(3) 障害特性を理解し適切に支援が出来るような知識技術を獲得する研修

虐待が身体障害、知的障害、自閉症等の障害特性に対する知識不足や、行動障害等の「問題行動」と呼ばれる行動への対応に対する技術不足の結果で起きていることを踏まえて、これらの知識や技術を獲得するためケース会議等を行います。また、市内で実施している研修や愛育センター内での研修など積極的に参加を促します。

Ⅲ 虐待におけるセンターの役割

児童虐待防止法第5条には、児童虐待の早期発見等として「児童福祉施設職員は児童虐待の早期発見に努めなければならない」と努力義務が課せられています。子どもに関わる職員として、虐待やその兆しを発見しやすい立場にあることを自覚し「虐待の早期発見」に努めていきます。

1 虐待の発生予防

- (1) 療育を通じて保護者の育児負担の軽減を図ります。
- (2) 職員や保護者同士の交流を通じて育児不安を和らげます。
- (3) 療育の専門家として、子どもの特性や子育ての悩みについて助言・援助を行います。

2 虐待の早期発見

- (1) 子どもの様子、家庭の様子への観察を怠らず、虐待の兆しを見逃さないようにします。
- (2) 虐待の可能性が疑われたら、速やかに虐待防止委員会の部会及び虐待防止委員会に報告します。

3 虐待が発生している家庭への援助

個人情報管理を徹底しながら関係機関と連携して援助します。

Ⅳ 虐待が疑われる場合の対応

センター等で利用者への虐待が疑われる事案があった場合には、障害者虐待防止法第16条に規定されている通報義務に基づき、虐待を受けた利用者の支給決定をした市町村の窓口に通報します。この時に、市町村に通報することなく、施設の中だけで事実確認を進め、事態を収束させてしまうと通報義務に反することになってしまうため、必ず市町村に通報した上で行政と連携して対応を進めます。また、内部的には所属長に報告し、必要に応じて虐待防止委員会の開催について検討します。同法第16条の通報義務は、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対して、速やかに市町村への通報を義務づけていますので、利用者の家族等や施設の中で障害者虐待を発見した者や、同じ障害者福祉施設等の職員が、市町村に直接通報することも想定されています。その場合、管理者は、虐待を受けた障害者のためにも、障害者福祉施設等の支援の改善のためにも、行政が実施する訪問調査等に協力し、潜在化していた虐待や不適切な対応を洗い出し、事実を明らかにすることに協力します。

1 通報者の保護

センター等で虐待を発見した職員が、直接市町村に通報する場合、通報した職員は、障害者虐待防止法で次のように保護されます。①刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと（障害者虐待防止法第16条第3項）。②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと（第16条第4項）。（通報が虚偽であるもの及び一般人であれば虐待であったと考えることに合理性がない「過失」による場合は除きます。）なお、平成18年4月から公益通報者保護法が施行されており、労働者が、事業所内部で法令違反行為が生じ、又は生じようとしている旨を①事業所内部、②行政機関、③事業所外部に対して所定の要件を満たして公益通報を行った場合（例えば行政機関への通報を行おうとする場合には、①不正の目的で行われた通報でないこと、②通報内容が真実であると信じる相当の理由があること、の2つの要件を満たす場合）、通報者に対する保護が規定されています。施設においては、通報先や通報者の保護について日頃から職員に周知し、理解を進めることが必要となります。施設の設置者・管理者等は障害者虐待防止法の趣旨を認識するとともに、通報義務に基づいて適切に虐待通報を行おうとする、又は行った職員等に対して解雇その他不利益な取扱いをすることがないように、通報等を理由とする不利益な取扱いの禁止措置や保護規定の存在について理解を深めることが必要となります。

2 市町村・都道府県への協力

センター等による障害者虐待の通報・届出があったときは、市町村及び都道府県が、事実を確認するために障害者やその家族、障害者福祉施設等関係者からの聞き取りや、障害者総合支援法第11条、社会福祉法第70条等の関係法令に基づく調査等を速やかに開始することとなります。そのため、調査に当たっては、聞き取りを受ける障害者やその家族、障害者福祉施設等関係者の話の秘密が守られ、安心して話せる場所の設定が必要となりますので、適切な場所を提供します。また、勤務表や個別支援計画、支援記録等の提出等が求められた場合には旭川市の適正な手続きのもと、これらに最大限協力します。なお、障害者総合支援法の規定により市町村長、都道府県知事が調査権限に基づいて障害者福祉施設等に対して報告徴収や立入検査を行う場合、質問に対して虚偽の答弁をしたり、検査を妨害した場合は、障害者総合支援法の規定により指定の取消等（第50条第1項第7号及び第3項、第51条の29第1項第7号及び第2項第7号）や30万円以下の罰金（第111条）に処することができることとされています。これらの規定についても十分理解した上で、市町村、都道府県の実事確認調査に対して誠実に協力します。

3 虐待を受けた障害者や家族への対応

虐待事案への対応にあたっては、虐待を受けた利用者の安全確保を最優先にします。虐待を行った職員がその後も同じ部署で勤務を続けることによって、虐待を受けた利用者が不安や恐怖を感じ続けるような事態等を起こさないため、就業規則等を考慮した上で、事実関係が明らかになるまでの間、業務内容変更等の適切な対応を行い、利用者が安心できる環境づくりに努めます。また、事実確認をしっかりと行った上で、虐待を受けた障害者やその家族に対して障害者福祉施設等内で起きた事態に対して謝罪も含めて誠意ある対応を行います。虐待事案の内容によっては所属長が同席した上で、説明と謝罪を行い信頼の回復に努めます。

4 原因の分析と再発の防止

虐待を行った職員に対しては、なぜ虐待を起こしたのか、その背景について聞き取り、原因を分析します。虐待は、一人の職員が起こす場合もあれば、複数の職員が起こす場合もあります。また、小さな不適切な対応が積み重なってエスカレートし、やがて大きな虐待につながってしまう等のケースも考えられるため、経過の把握も行います。さらに、虐待があることを知りながら見て見ぬふりをしてしまった職員がいる場合、職員相互の指摘ができないような支配的な力関係が職員の間働いている場合も考慮して分析します。その他、職員が行動障害等の知識や対応の技術が不十分で、力で抑え込むことしかできなかった場合も想定します。虐待が起きると、施設は利用者や家族からの信頼を失うとともに、社会的な信用が低下し、虐待に関わっていなかった職員も自信を失ってしまいます。失ったものを回復するためには、事実の解明や改善に向けた誠実な取組みと長い時間が必要となるため、虐待が起きてしまった原因を明らかにし、どうしたら虐待を防ぐことができたのかを振り返るとともに、行政の改善指導等に従い、再発防止に向けた改善計画を具体化します。また、同じ誤りを繰り返すことがないように取り組むことで支援の質の向上、職員の自信回復、利用者や家族からの信頼回復に努めます。

V 旭川市愛育センターにおける身体拘束の廃止等

障害者虐待防止法では「正当な理由無く障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされています。

身体拘束の具体的な内容としては、以下のような行為が該当するとされています。

- ① 車いすやベッド等に縛り付ける。
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③ 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

1 やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

「指定障害福祉サービスの人員、設備、運営基準」等には、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束を行ってはならないとされています。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、関係者で慎重に協議をした上で必要な手続きを行います。

緊急やむを得ない場合とは以下のような、支援の工夫のみでは十分に対応できないような、一時的な事態のことを想定します。

(1) やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

ア 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。切迫性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要があります。

イ 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。非代替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する必要があります。また、拘束の方法についても、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要があります。

ウ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。一時性を判断する場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要があります。

(2) やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

ア 組織による決定と個別支援計画等への記載

やむを得ず身体拘束を行うときには、個別支援会議等において組織として慎重に検討・決定します。身体拘束を行う場合には、個別支援計画に身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。

イ 本人・家族への十分な説明

身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ます。

ウ 必要な事項の記録

身体拘束を行った場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。

2 座位保持装置等に付属するベルトやテーブルの使用

重度の肢体不自由児は、脊椎の側わんや、四肢、関節等の変形・拘縮等の進行により、身体の状態に合わせた座位保持装置や車いすを医師の意見書又は診断書によりオーダーメイドで製作し、使用している場合があります。これらには、変形等のある身体においても安楽に座位が取れるように椅子の形状やパッド等の配置が設計されている他、脊椎の側わんや関節の変形・拘縮等の進行疼痛を防止する目的で体幹等を固定するためのベルトや上肢運動機能や日常生活動作の改善のためのテーブルが付属している場合があります。これらのベルトやテーブルは、使用することで体幹が安定し、本人の意思に基づいて四肢が動かしやすくなることや日常生活の向上等の効果も意図されています。身体拘束に該当する行為とは、本人の身体の機能や行動を制限する目的で行われる各種の行為であると解釈されるため、座位保持装置等にみられるように障害者の身体状況に合わせて変形や拘縮を防止し、体幹を安定させることで活動性を高める目的で使用されるベルトやテーブルについては、一律に身体拘束と判断することは適当ではなく、目的に応じて適切に判断することが必要となります。ただし、座位保持装置等であっても、ベルトやテーブルをしたまま障害者を椅子の上で長時間放置するような行為については身体拘束に該当する場合もあるため、座位保持装置の使用目的及び、期待される効果など保護者に説明した由を書面「身体拘束等に関する検討記録」で確認し、同意を得て使用します。

3 身体拘束としての行動制限

行動障害のある利用者が興奮して他の利用者及び職員等を叩く、噛みつく等の行為や自分自身の顔面を強く叩き続ける等の行為があるときには、やむを得ず利用者を落ち着ける場所に移動したり、身体を拘束したりする等の行動制限を行わざるを得ない場面があります。そのような場合に、やむを得ず行動制限をする必要があったとしても、その必要性を慎重に判断するとともに、その範囲は最小限にします。しかし、職員の行動障害に対する知識や支援技術が十分でない場合、対応方法が分からずに行動制限をすることに頼ってしまうことも起こり得ます。行動制限をすることが日常化してしまうと「切迫性」「非代替性」「一時性」のいずれにも該当しなくなり、いつの間にか身体的虐待を続けている状態に陥っていたということにもなりかねません。「問題行動」に対処するために、身体的虐待に該当するような行動制限を繰り返していると、本人の自尊心は傷つき、抑えつける職員や抑えつけられた場面に対して恐怖や不安を強く感じるようになってしまいます。このような誤った学習を繰り返した結果、利用者はさらに強い「問題行動」につながり、それを職員はさらに強い行動制限で対処しなくてはならないという悪循環に陥ることになります。職員の行動障害に対する知識や支援技術を高め、行動制限や身体拘束の解消に向けての道筋を明確にして、職員全体で支援の質の向上に取り組んでいきます。

4 行動障害のある利用者への適切な支援

行動障害のある利用者が示すいわゆる「問題行動」の原因は、利用者自身の障害によるものだけでなく、支援者も含めた環境側の問題にもあるという基本的な視点をもって考えます。「問題行動」は障害特性と環境要因との相互作用の結果です。例えば、自閉性障害の特性は、沢山の情報を整理・処理することや、相手からのメッセージを理解し、気持ちを伝えること、時間・空間を整理統合すること、変更への対応、見通しをもつこと等に困難さを抱えています。また、感覚過敏等の特異性、全体よりも細部に注目する特性、刺激に対する衝動性等があります。例えば、ザワザワした騒がしい場面が苦手な利用者が、施設で日中活動に出かけるために、玄関で靴に履き替える際、同時に多くの利用者が玄関に集まって来ると、ザワザワして本人にとっては大変不快な環境となります。しかし、本人はコミュニケーションの困難性から、職員に不快感を訴えることができず、どのように解決すれば良いかの方法もわかりません。その結果、イライラが高まってどうしようもなくなり、横にいる利用者に咬みついてしまい、職員はやめさせるために本人を羽交い締めにして引き離し、さらにパニックを起こして暴れたため、居室に鍵をかけて閉じ込めるといった事例もあります。この事例に基づいて「問題行動」の原因を考えると、本人の「ザワザワした騒がしい場面が苦手」という感覚過敏等の特異性、不快感を伝えることができないコミュニケーションの困難性、どのように解決すれば良いのかがわからない理解力、判断力の困難性、刺激に対する衝動性等が考えられます。

こういった事例では、職員が本人の障害特性を理解していないために、わざわざ本人が不快を感じる騒がしい場面に誘導した結果、「咬みつく」という「問題行動」を誘発した

ことが考えられます。さらに羽交い締めにされたことへの恐怖でパニックになり、居室に閉じ込められて放置されることでさらに恐怖を増幅させてしまった可能性があります。

また、本人は職員に対して、「自分を不快なところに連れて行き、理由もなく羽交い締めにし、それが嫌だと訴えると居室に閉じ込める怖い存在である」と認識してしまう場合もあります。また、玄関に行くとその急に記憶に蘇りパニックになるという、フラッシュバックを起こさせてしまうことも懸念されます。職員が本人の障害特性と環境要因を分析し、玄関に多くの利用者が集まってザワザワする時間帯を避けて玄関に誘導し、靴を履いて出かけたり、玄関以外の出入り口から出かける等の支援をすれば、「問題行動」を誘発することなく、他の利用者、職員、何よりも本人にとって安心して楽しい時間を過ごすことができます。行動障害のある人の「問題行動」に対しては、「問題行動」の背景にある「障害特性」と「環境要因」の相互作用を明らかにして、「問題行動」の予防を支援することであり、「問題行動」の背景を探るためには、日常の行動観察が重要となります。

VI 保育所等訪問支援事業における虐待等に関する対応

- (1) 身体拘束が必要になる状況、身体拘束の態様・時間等について、子どもや保護者に事前に十分説明をし、理解を得ることとします。
- (2) 訪問先施設に対して、当施設での虐待等に関する対応の周知を図り連携に努めます。
- (3) 訪問先にて虐待が疑われる事案があった場合には、本「虐待防止マニュアル」に基づき早急に対応します。

參考資料

倫理綱領

前文 身体障害・知的障害・発達障害等のある人たちが、人間としての尊厳が守られ、豊かな人生を自己実現できるように支援することが、私たちの責務です。そのため、私たちは支援者のひとりとして、確固たる倫理観をもって、その専門的役割を自覚し、自らの使命を果たさなければなりません。ここに倫理綱領を定め、私たちの規範とします。

1 生命の尊厳

私たちは、身体障害・知的障害・発達障害等のある人たちの一人ひとりを、かけがえない存在として大切にします。

2 個人の尊厳

私たちは、身体障害・知的障害・発達障害等のある人たちの、ひとりの人間としての個性、主体性、可能性を尊びます。

3 人権の擁護

私たちは、身体障害・知的障害・発達障害等のある人たちに対する、いかなる差別、虐待、人権侵害も許さず、人としての権利を擁護します。

4 社会への参加

私たちは、身体障害・知的障害・発達障害等のある人たちが、年齢、障害の状態等にかかわらず、社会を構成する一員としての市民生活が送れるよう支援します。

5 専門的な支援

私たちは、自らの専門的役割と使命を自覚し、絶えず研鑽を重ね、身体障害・知的障害・発達障害等のある人たちの一人ひとりが豊かな生活を実感し、充実した人生が送れるよう支援し続けます。

職員行動指針

旭川市愛育センターでは、職員一人ひとりが組織の一員として、自らの行動に責任と自覚を確立するため、「職員行動の指針」を定め、施設内に示します。旭川市愛育センターのすべての職員は、この行動の指針の遵守に努めることとし、殊に管理・監督する立場にある者は、自らが模範となるよう率先して実行に努めます。

1 【社会的ルールの遵守（コンプライアンス）の徹底】

私たちは、関係法令、旭川市の定めた諸規程はもとより、旭川市の理念や社会的ルールの遵守を徹底します。

2 【安全衛生の推進】

私たちは、利用者や地域の方と共に職場及び地域の環境保全と安全衛生に積極的に取り組みます。

3 【社会貢献の推進】

私たちは、旭川市の規範に基づき、社会貢献活動を行います。

4 【人権の尊重】

私たちは、差別のない公平であるために、互いの個性や違いを積極的に認め合い一人ひとりが平等であるという考えの下に行動します。

5 【プライバシーの保護】

私たちは、プライバシーの保護に最大限の努力をします。

6 【個人情報の保護と管理】

私たちは、個人情報保護法等に基づき、個人情報の適正な取扱いを行います。

7 【公正・公平な取引の推進】

私たちは、公正且つ公平で健全な取引を行います。

8 【説明責任（アカウンタビリティ）の徹底】

私たちは、利用者やその家族・後見人等に提供するサービスや関連する情報について、適切に説明する努力や工夫を行います。また、地域の理解と信頼を高めるために地域とのコミュニケーションを図ると共に、適切な情報開示、情報提供に努め、説明責任を果たします。

虐待防止啓発掲示物

職員の方々に

以下のような行為は、障害者への虐待です。

不適切な支援から、傷害罪等に当たる犯罪行為まで様々ですが、いずれも障害者の人権の重大な侵害であり、絶対に許されるものではありません。

○身体的虐待

- ・ 殴る、蹴る、たばこを押しつける。
- ・ 熱湯を飲ませる、食べられないものを食べさせる、食事を与えない。
- ・ 戸外に閉め出す、部屋に閉じこめる、縄等で縛る。

○性的虐待

- ・ 性交、性的暴力、性的行為の強要。
- ・ 性器や性交、性的雑誌やビデオを見るよう強いる。
- ・ 裸の写真やビデオを撮る。

○心理的虐待

- ・ 「そんなことすると外出させない」等言葉による脅迫。
- ・ 「何度言ったらわかるの」等心を傷つけることを繰り返す。
- ・ 成人の障害者を子ども扱いする等自尊心を傷つける。
- ・ 他の障害者と差別的な取扱いをする。

○放棄・放置

- ・ 自己決定といって、放置する。
- ・ 話しかけられても無視する。拒否的態度を示す。
- ・ 失禁をしていても衣服を取り替えない。
- ・ 職員の不注意によりけがをさせる。

○経済的虐待

- ・ 障害者の同意を得ない年金等の流用等財産の不当な処分。

○その他

- ・ 職員のやるべき仕事を指導の一環として行わせる。
- ・ しつけや指導と称して行われる上記の行為も虐待です。

自分がされたら嫌なことを障害者にしていませんか。
常に相手の立場で、適切な支援を心がけましょう。

作成 平成30年 2月 1日

改訂 令和 3年 2月 9日

改訂 令和 4年 5月24日

改訂 令和 7年 3月 4日

改訂 令和 7年10月 1日